

認 第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月20日提出

野田市長 鈴木 有

専 決 処 分 書

野田市職員の服務の宣誓に関する条例及び野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月31日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第26号

野田市職員の服務の宣誓に関する条例及び野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(野田市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 野田市職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年野田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、」を「任命権者に」に、「に署名」を「を提出」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(野田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 野田市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年野田市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料

野田市職員のサービスの宣誓に関する条例及び野田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市職員のサービスの宣誓に関する条例 (昭和26年野田市条例第10号) (第1条関係)

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者に別記様式による宣誓書を提出</u>してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名</u>してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> |
| 別記様式 | 別記様式 |
| <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実、かつ公平に職務を遂行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏 名</p> | <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実、かつ公平に職務を遂行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 氏 名[㊟]</p> |

○ 野田市固定資産評価審査委員会条例 (昭和26年野田市条例第40号) (第2条関係)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> | <p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5・6 (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名押印</u>しなければならない。</p> |

(1)～(3) (略)
6～8 (略)

らない。
(1)～(3) (略)
6～8 (略)